

## 平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げとなる消費税率について

改正前の5%に含まれていた地方消費税率は1%

改正後の8%に含まれる地方消費税率は1.7%となります。

地方消費税率引上げ分の税収は、その用途を明確にし、増加している社会保障経費の財源とすることとされています。

引上げ後の地方消費税率が適用された地方消費税が国、県を通じて市に交付されるまでには時間を要することから、平成26年度は、地方消費税交付金の12分の2に相当する額を社会保障経費に充当することとしています。この充当額は以下のとおり、1億2,602万円となります。

(なお、地方消費税交付金の平成26年度当初予算計上額は7億5,600万円です。)

[引き上げ分の地方消費税交付金充当表]

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金充当額		
社会福祉	障害者福祉事業	914,396	559,971		1	354,424	20,964
	高齢者福祉事業	410,963	123,139		719	287,105	2,000
	児童福祉事業	3,038,563	1,545,530	13,000	289,023	1,191,010	12,186
	母子福祉事業	49,661	17,691			31,970	2,000
	生活保護扶助事業	547,475	425,834			121,641	5,507
	その他	267,092	187,626		5,246	74,220	
社会保険	国民健康保険繰出事業	427,694	95,251			332,443	8,841
	介護保険繰出事業	625,313				625,313	58,339
	その他					0	
保健衛生	高齢者医療事業	528,813	70,271			458,542	16,183
	疾病予防事業	398,726	6,567		21,562	370,597	
	その他	14,881	300			14,581	
合計	7,223,577	3,032,180	13,000	316,551	3,861,846	126,020	